



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
10月18日
第556号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

※滋賀県指定金融機関および滋賀県収納代理金融機関の名称および取扱店舗の一部改正(管理課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課).....	1
道路区域の変更(道路保全課).....	2
道路の供用開始(道路保全課).....	2
都市計画法に基づく公聴会の開催(都市計画課).....	2

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課).....	4
公共測量実施公告(監理課).....	7
建築士免許取消し公告(建築課).....	7

○ 環 境 事 務 所 告 示

土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(甲賀).....	7
土壤汚染対策法第11条第2項の規定による指定の解除(東近江).....	8

告 示

滋賀県告示第324号

令和2年滋賀県告示第140号(滋賀県指定金融機関および滋賀県収納代理金融機関の名称および取扱店舗)の一部を次のように改正する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 2 収納代理金融機関の表注中「株式会社福井銀行」を「株式会社りそな銀行および株式会社福井銀行」に改める。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県告示第325号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
アピス薬局大津店	大津市札ノ辻4番6号	薬局	中井 淳子	令和6.6.1
訪問看護ハートケアしが	草津市平井四丁目5番25号	訪問看護	—	令和6.8.1
うさぎナースケア南草津	草津市南笠東四丁目8番68号CASA岡田203号室	訪問看護	—	令和6.8.1

滋賀県告示第326号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支

援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・更生医療	うさぎナースケア南草津	草津市南笠東四丁目8番68号C ASA岡田203号室	訪問看護	—	令和6.8.1

滋賀県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年10月18日から令和6年11月1日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	平野草津線	草津市笠山七丁目字新池87番5地先から	変更後	最小 24.2m	632.8m	道路改良工事（バイパス）に伴う道路区域の変更 なお現道の供用は従前のおり（重用） 大津能登川長浜線 L=129.6m
		草津市笠山七丁目字新池95番1地先まで		最大 26.9m		
		大津市平野二丁目字大塚502番1地先から		最小 9.9m	1,120.0m	
		草津市笠山七丁目字新池95番1地先まで		最大 36.3m		
		大津市平野二丁目字大塚502番1地先から	変更前	最小 9.9m	1,120.0m	
		草津市笠山七丁目字新池95番1地先まで		最大 36.3m		

滋賀県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年10月18日から令和6年11月1日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
多賀醒井線	犬上郡多賀町大字水谷字豆閉3番15地先から 犬上郡多賀町大字後谷字倉下2番2地先まで	令和6.10.21 9時	L=346.0m

滋賀県告示第329号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条および滋賀県都市計画公聴会規則（昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 日時 令和6年11月2日(土)午前10時から
- 2 場所 米原市保健センター(ルッチプラザ内)健康ルーム 米原市長岡1050番地1
- 3 都市計画の案の概要
 - (1) 都市計画区域の範囲 米原市の一部
 - (2) 米原東北部都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更
 - ア 都市計画の目標
 - イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
 - ウ 主要な都市計画の方針
- 4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
 - (1) 書面を提出することのできる者 3(1)に示す市の区域内に住所を有する者
 - (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
 - (3) 書面の提出期間 令和6年10月18日(金)から令和6年10月25日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和6年10月25日(金)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。
 なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。
 - (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。
 - (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所
 滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 米原市まち整備部都市計画課 〒521-8501 米原市米原1016
- 5 その他 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

滋賀県告示第330号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 日時 令和6年11月2日(土)午後2時から
- 2 場所 長浜市役所本庁舎1階多目的ルーム 長浜市八幡東町632番地
- 3 都市計画の案の概要
 - (1) 都市計画区域の範囲 彦根市、長浜市の一部、米原市の一部および多賀町の一部
 - (2) 彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更
 - ア 都市計画の目標
 - イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
 - ウ 主要な都市計画の方針
 - (3) 彦根長浜都市計画 区域区分の変更

市 町 名	市 街 化 区 域 の 面 積	
	変 更 前	変 更 後
彦 根 市	約2,572ヘクタール	約2,587ヘクタール
長 浜 市	約1,318ヘクタール	約1,325ヘクタール
米 原 市	約272ヘクタール	約323ヘクタール
多 賀 町	約273ヘクタール	約273ヘクタール

- 4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
 - (1) 書面を提出することのできる者 3(1)に示す市町の区域内に住所を有する者
 - (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
 - (3) 書面の提出期間 令和6年10月18日(金)から令和6年10月25日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の執

務時間内とする。郵送による場合は、令和6年10月25日(金)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。

(4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。

(5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

彦根市都市政策部都市計画課 〒522-8501 彦根市元町4番2号

長浜市都市建設部都市計画課 〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

米原市まち整備部都市計画課 〒521-8501 米原市米原1016

多賀町企画課 〒522-0341 犬上郡多賀町多賀324

5 その他 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

滋賀県告示第331号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 日時 令和6年11月2日(土)午後3時から

2 場所 長浜市役所本庁舎1階多目的ルーム 長浜市八幡東町632番地

3 都市計画の案の概要

(1) 都市計画区域の範囲 長浜市の一部

(2) 長浜北部都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更

ア 都市計画の目標

イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針

ウ 主要な都市計画の方針

4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。

(1) 書面を提出することのできる者 3(1)に示す市の区域内に住所を有する者

(2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。

(3) 書面の提出期間 令和6年10月18日(金)から令和6年10月25日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和6年10月25日(金)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。

(4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。

(5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

長浜市都市建設部都市計画課 〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

5 その他 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

公

告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第1号および第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 キリン堂守山駅前店 守山市梅田町字八ノ坪28-1 ほか10筆、字中ノ町311、312番地

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗の名称 サンミュージック守山店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社サンミュージック 長浜市港町2番32号 代表取締役 山内恵 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地 代表取締役 河合映治

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗の名称 キリン堂守山駅前店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社キリン堂 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番36号 代表取締役 寺西豊彦 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地 代表取締役 河合映治

3 変更年月日 令和6年10月3日

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗の名称を変更したため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店のため

5 届出年月日 令和6年10月1日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 縦覧期間 令和6年10月18日から令和7年2月18日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年2月18日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 大津市本堅田 複合商業施設 大津市本堅田五丁目1893番1 ほか

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 江若交通株式会社 大津市本堅田六丁目29番18号 代表取締役 土田正樹

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社キリン堂 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番36号 代表取締役 寺西忠幸 株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1 代表取締役 大村禎史

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 江若交通株式会社 大津市本堅田六丁目29番18号 代表取締役 安積正彦

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地 代表取締役 青木宏憲 株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1 代表取締役 大村浩一

3 変更年月日 アについては令和6年6月25日、イについては令和2年8月21日ほか

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更等のため

5 届出年月日 令和6年9月30日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和6年10月18日から令和7年2月18日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年2月18日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 キリン堂守山駅前店 守山市梅田町字八ノ坪28-1 (ほか10筆、字中ノ町311、312番地)

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役社長 平松正嗣

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から翌2時30分まで

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 7時から18時まで

(2) 変更後

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時まで

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 7時から21時まで

4 変更年月日 令和6年10月3日

5 変更の理由 小売業者の変更に伴う店舗運営計画の変更のため

6 届出年月日 令和6年10月1日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 縦覧期間 令和6年10月18日から令和7年2月18日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年2月18日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 大津市本堅田 複合商業施設 大津市本堅田五丁目1893番1 (ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 江若交通株式会社 大津市本堅田六丁目29番18号 代表取締役 安積正彦

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社キリン堂 9時から21時45分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時まで

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社クスリのアオキ 9時から22時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時15分まで

4 変更年月日 令和6年11月1日

5 変更の理由 小売業者の変更に伴い、閉店時間を22時に変更するため

6 届出年月日 令和6年9月30日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和6年10月18日から令和7年2月18日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年2月18日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、米原市長 平尾 道雄から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)

2 作業の地域 米原市全域

3 作業の期間 令和6年11月1日から令和7年3月31日まで

建築士免許取消し公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年10月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 免許の取消しをした年月日 令和6年10月8日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 北川美子
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士
登録番号 第3667号

3 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号に基づく届出があったため

環 境 事 務 所 告 示**滋賀県甲賀環境事務所告示第2号**

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年10月18日

滋賀県甲賀環境事務所長 森 脇 賢

1 指定する区域の所在地 湖南市石部口三丁目229番33の一部

2 指定する区域の表示 次の図のとおり

3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物

4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

滋賀県東近江環境事務所告示第5号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和6年滋賀県東近江環境事務所告示第4号により指定した形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和6年10月18日

滋賀県東近江環境事務所長 浦山重雄

- 1 指定を解除する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域 蒲生郡日野町大字中在寺字大沢1473番1
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)